

公共工事等における新技術活用システム（テーマ設定型）

～ 土木鋼構造用塗膜剥離剤技術に関する公募 ～

【 応 募 要 領 】

平成 29 年 8 月

国土交通省
中国地方整備局 企画部・道路部

『土木鋼構造用塗膜剥離剤技術』に関する公募

1. 公募の目的

土木鋼構造用塗膜剥離剤は複数の製品が開発されており、鋼道路橋の塗替え塗装工事において、粉じんや騒音を発生させずに、既存の塗膜を安全に除去することを目的として採用されることが多くなっています。しかし、塗膜剥離剤は製品毎に特徴があり、現場においてそれぞれの特徴により最も適した製品を選定するためには、性能評価項目及び試験方法を設定した上で、同一条件の下での比較表を作成する必要があります。

このため、公共工事等における新技術活用システムを利用し、既に実用化段階にある「土木鋼構造用塗膜剥離剤技術」を公募するものです。

2. 公募技術

(1) 対象技術

土木鋼構造用塗膜剥離剤技術

【定義:物理的に塗膜を除去する技術ではなく、主に薬剤を用いて塗膜を剥離する技術。】

(2) 応募技術の条件等

この公募は『公共工事等における新技術活用システム』実施要領に基づき実施するものである。
なお、応募技術に関しては、以下の条件を満たすものとする。

1) 新技術情報提供システム(以下、「NETIS」という。)登録技術であること。

ただし、本公募への応募と NETIS への登録申請が同時に行われる技術を含む。

★国土交通省ホームページ NETIS 新技術の申請方法参照

(<http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/Application/mainapplication.asp?TabType=4>)

2) 審査・選定の過程において、審査・選定に係わる者(評価会議、専門部会、事務局等)に対して、応募技術の内容を開示しても問題がないこと。

3) 応募技術を公共事業等に活用する上で、関係する法令に適合していること。

4) 選定された応募技術について、技術内容および試験結果等を公表するので、これに対して問題が生じないこと。

5) 応募技術に係わる特許権等の権利について、問題が生じないこと。

6) 「3. 応募資格等」を満足すること。

3. 応募資格等

(1) 応募者

1) 応募者は、以下の2つの条件を満足するものとする。

- ・ 応募者自らが応募技術の開発を実施した「個人」及び「民間企業」であること。
- ・ 応募技術を基にした業務を実施する上で必要な権利及び能力を有する「個人」及び「民間企業」であること。なお、行政機関(*1)、特殊法人(株式会社を除く)、公益法人及び大学法人等(以下「行政機関等」という)については、新技術を率先して開発、活用または普及する立場にあり、選定された技術を各地方整備局等の業務で活用を図る場合の実施者(受注者)になり難いことから、自ら応募者とはなれないが、(2)の「共同開発者」として応募することができるものとする。

(*1):「行政機関」とは、国及び地方公共団体とそれらに付属する研究機関等の全ての機関を指す。

- 2) 予算決算及び会計令第70条(一般競争に参加させることができない者)、第71条(一般競争に参加させないことができる者)の規定に該当しない者であること。

並びに警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 共同開発者

- 1) 申請する共同開発者は、応募技術の開発に関して参画された「個人」や「民間企業」、「行政機関等」とする。
- 2) 申請する共同開発者には選考結果の通知は行わないが、応募技術が選定された際には共同開発者として NETIS 上及び国土交通省中国地方整備局ホームページ上で公表します。

4. 応募方法

(1) 資料の作成及び提出

応募資料は、別添の応募資料作成要領に基づき作成し、提出方法は E-mail とする。5MBを超える場合は、電子媒体(CD-R)または紙とし、郵送により提出するものとする。

(2) 提出(郵送)先

〒730-8530 広島市中区上八丁堀 6-30

国土交通省 中国地方整備局 企画部 施工企画課 新技術担当 宛

E-mail : netis_pi@cgr.mlit.go.jp

5. 公募期間

平成 29 年 8 月 29 日(火)～平成 29 年 9 月 22 日(金)(当日消印有効)

6. ヒアリング等

提出された応募資料で不明な箇所がある場合は、ヒアリング等を実施することがあります。なお、ヒアリング等を実施する場合は、実施時期、方法及び内容等について別途通知します。

7. 技術の選定に関する事項

(1) 選定にあたっての前提条件

- 1) 公募技術、応募資格の条件等に適合していること。
- 2) 応募方法、応募書類及び記入方法に不備がないこと。
- 3) 本公募への応募と NETIS への登録申請を同時に行う場合、応募締め切りまでに受け付け登録されていない場合は、応募を取り消すものとする。なお、応募により受付登録後の NETIS 登録を保障するものではない。

8. 応募結果の通知・公表について

(1) 選定結果

応募者に対して選定されたか否かについて文書で通知します。

申請する共同開発者には選定結果の通知は行いません。

(2) 選定結果の公表

選定された技術は、NETIS(維持管理支援サイト)上で公表します。

(3) 選定通知の取り消し

選定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部または一部を取り消すことがあります。

- 1) 選定の通知を受けた者が、虚偽その他不正な手段により選定されたことが判明したとき。
- 2) 選定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。
- 3) その他、選定通知の取り消しが必要と認められたとき。

9. 試験の実施、結果の提出

(1) 試験の項目と方法

別紙1-2「性能評価項目と試験方法」の各性能評価項目、別紙1-3「試験方法および試験条件」について、記載された試験方法・条件に基づき、応募者が試験を実施し、性能評価指標の値を試験結果として提出する。

なお、試験結果を既に保有している場合は、「(2)既存資料の取り扱い」によることができます。

(2) 既存資料の取り扱い

C-2:生分解性、C-3:魚毒性、C-4:火災安全性については、応募者が別紙1-2「性能評価項目と試験方法」及び別紙1-3「試験方法および試験条件」による試験結果を既に保有しており、以下に該当する場合は、応募時に既存資料を提出すること。

提出資料について、「中国地方整備局新技術活用評価会議」及び「土木鋼構造用塗膜剥離剤技術専門部会」が審議の上、妥当と認めた場合は試験結果として取り扱うこととし、応募結果の通知

時に通知します。

公的機関で試験を行った場合、もしくは公的機関で試験結果に対する検証を受けたもの(技術審査証明等の技術審査の根拠資料を含む)

(3) 試験の実施

1) 試験期間 平成29年9月～平成30年8月を予定している。(決定後、選定者に対して、別途通知します。)

2) 立ち会い

国土交通省関係者の立ち会いが必要な試験を実施する。関係者には国土交通省から委嘱または委託を受けた者も含まれます。

3) 試験場所 試験場所は日本国内とする。(決定後、選定者に対して、別途通知します。)

(4) 虚偽・不正等があった場合の措置

1) 試験結果又は提出既存資料の内容に、虚偽・不正等が認められたとき又は疑いがあるときは、当該技術の NETIS 掲載情報提供を中止します。

2) 上記 1)について、その事由の内容や事由が判明するに至った経緯等を総合的に勘案して、故意に基づくもの等、悪質である、または重大であると整備局等または評価会議が判断したときは、当該技術の NETIS 掲載情報を削除するとともに比較表から除外します。

3) 上記1)及び2)に該当する者からの NETIS 登録申請および技術公募への応募は、当該技術も含め全ての技術を対象としてその受付を拒否することがあります。

4) 上記2)に該当した場合は、虚偽・不正等の事実を公表します。

(5) 試験結果整理・提出

試験結果は、別途指定する様式に整理して提出するものとします。なお、提出期限は、決定後に選定者に対して別途通知します。

提出方法は E-mail とし、5MBを超える場合は、電子媒体(CD-R)または紙とし、郵送により提出するものとする。(当日消印有効)提出先は、11. (5)1)とする。

10. 費用負担

(1) 応募資料の作成及び提出、ヒアリングに要する費用は、応募者の負担とする。

(2) 応募技術は、別紙1-2「性能評価項目と試験方法」、別紙1-3「試験方法及び試験条件」により、試験結果等を提出するものとし、試験片の調達、仮設(仮設用足場については、別途工事で設置した足場を使用するものとし、その使用する期間の面積相当分の費用は、応募者負担とします。)、試験・調査、再塗装等の費用は、応募者の負担とします。

ただし、9. (2) 既存資料の取り扱いに該当する場合は、既存資料の提出を認めます。

- (3) 国土交通省関係者が立ち会い確認を行う場合、立ち会い者に要する費用は国土交通省で負担する。

11. その他

- (1) 応募された資料は、技術の選定以外に無断で使用することはありません。
- (2) 応募された資料は返却しません。
- (3) 選定の過程において、応募者には応募技術に関する追加資料の提出を依頼する場合があります。
- (4) 選考された技術の試験にあたり、応募者にはその技術に関する詳細な技術資料の提供を依頼する場合があります。
- (5) 募集内容に関する問い合わせに関しては以下のとおり、受け付けます。
- 1) 問い合わせ先および資料提出先
〒730-8530 広島市中区上八丁堀 6-30
国土交通省 中国地方整備局 企画部 施工企画課 新技術担当 宛
TEL:082-221-9231(代表)、FAX:082-511-6359
E-mail : netis_pi@mlit.go.jp
 - 2) 期 間:平成29年8月29日(火)～平成29年9月22日(金)
(土・日・休日を除く平日の 9:30～17:00 までとする。ただし 12:00～13:00 は除く)
 - 3) 受付方法:E-mail(様式自由)にて受け付ける。
- (6) 本技術公募の概略の流れを参考資料として添付する。

応募資料作成要領

1. 応募に必要な書類

応募にあたっては、以下の資料が必要となります。様式については、国土交通省中国地方整備局のホームページ(<http://www.cgr.mlit.go.jp/>)及び新技術情報提供システム(NETIS)のホームページ(<http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/Application/mainapplication.asp?TabType=4>)よりダウンロードすることができます。

応募書類(土木鋼構造用塗膜剥離剤技術)

応募書類に使用する言語は日本語とする。やむを得ず他国の資料を提出する場合は、日本語で解説を加えること。

- ① 「土木鋼構造用塗膜剥離剤技術」申請書(様式-1)
- ② 技術概要書(様式-2)
- ③ 施工実績内訳書(様式-3)
- ④ 添付資料(任意)
- ⑤ 電子データ(様式-1, 様式-2, 様式-3及び添付資料の電子ファイルを収めたCD-R)・・・1式
※提出資料①、②、③はA4版とすること。ただし、④添付資料は原則A4版とするが、パンフレット等でA4版では判読できない等の不都合が生じる場合は、この限りではない。また、④添付資料には通し番号を記入すること。

※選定にあたって新たに必要となった資料の提出等を、応募者に求めることがある。

※①、②、③、④は、まとめて1部とし、左上角をクリップ等で留め、合計3部(正1部、副2部)提出すること。なお、⑤は1部提出すること。

2. 各資料の作成要領

- (1) 「土木鋼構造用塗膜剥離剤技術」申請書(様式-1)
 - 1) 応募者は、応募技術を中心となって開発した「個人」又は「民間企業」とする。応募者が「個人」の場合は、所属先と役職並びに氏名を記入の上、本人の印を押印すること。また、応募者が「民間企業」の場合は、企業名とその代表者の役職並びに氏名を記入の上、企業印及び代表者の公印を押印すること。申請書のあて先は、「国土交通省 中国地方整備局長 宛」とする。
 - 2) 「1. 技術名称」は、30字以内でその技術の内容及び特色が容易に理解できるものとし、商標等も記入すること。
 - 3) 「2. 担当窓口(選定結果通知先)」は、応募にあたっての事務窓口・連絡担当者1名を記入すること。応募者が複数の場合は、応募者毎に窓口担当者1名を列記するものとするが、応募者の代表は最初に記載するものとする。なお、応募者が複数の場合、選定結果の通知は、代表の窓口へ送付する。

4) 「3. 共同開発者(個人・民間企業・行政機関等)」は、共同開発を行った応募者以外の個人や民間企業、行政機関等について記入すること。なお、共同開発者がいない場合は、記入しなくてよい。

(2) 技術概要書(様式-2)

1) 技術名称及び副題は(様式-1)と同一のこと(技術名称は必須入力)。

2) 技術の概要を200字以内で簡潔に記入すること。

3) 技術の詳細は、以下の目次構成にしたがって記入すること。

① 応募技術の特徴

応募技術の特徴について、箇条書きで簡潔に記入すること。なお、必要であれば、参照資料を添付し、参照する資料の番号、ページを記入すること。

② 応募技術を使用する場合の条件(注意)など

応募技術を使用する現場または施工者の条件、あるいは使用する場合の注意点等があれば、箇条書きで具体的に記入すること。また、応募技術を現場で使用する場合の作業状況が判る写真、模式図、図面等があれば、参照資料として添付し、参照する資料の番号、ページを記入すること。なお、現場作業時に特別な設備や装置または資格等が必要な場合は、それらがわかるような図を必ず添付資料に含めること。

③ 活用の効果

従来技術に対する優位性及び、活用した場合に期待される効果(想定でも可)を箇条書きで簡潔に記入すること。

④ 価格情報

応募技術に係る、100 m²当たりの施工費用の価格を記入すること。

費用は、材料費、施工費、機械経費に分けて記入すること。

施工費は、塗膜剥離剤塗布と塗膜剥離等に分けて記入すること。

なお、別途、詳細な費用の提出を依頼することがある。

⑤ 概略作業工程

応募技術に係る、100 m²当たりの概略の作業工程を記入すること。

(例)塗膜剥離剤塗布○時間→養生○時間→塗膜剥離○時間→後処理○時間→養生○時間
→再塗装

⑥ 特許取得情報

特許取得情報は、応募技術の実施に必要な特許及び実用新案等の情報に関して、当該部分の□を黒塗り(■に置き換え)すること。

⑦ 建設技術審査証明等

応募技術が過去に建設技術審査証明事業における審査証明書または、民間開発建設技術の

技術審査・証明事業認定規定(昭和 62 年建設省告示 1451 号)に基づく審査証明書を取得されている場合は、必要事項を記入すること。また、応募技術が過去に建設技術評定規定(昭和 53 年建設省告示 976 号)、または港湾に係わる民間技術の評価に関する規定(平成元年運輸省告示第 341 号)に基づいた評価等を取得されている場合は必要事項を記入すること。

⑧ NETIS 登録(参考)

該当部分の□を黒塗り(■に置き換え)すること。また、NETIS へ登録済みの場合は、登録番号を記入すること。NETIS に登録申請中の場合は、申請先の地方整備局名及び技術事務所名を記入すること。

⑨ 表彰経歴(参考)

応募技術が過去に他機関で実施されている表彰制度等で表彰を受けている場合は、表彰制度名、受賞名及び受賞年を記入すること。なお、この項目は参考のために使用し、選定・評価に影響はない。

⑩ 施工実績(参考)

応募技術のこれまでの施工実績件数をそれぞれの機関毎に記入すること。なお、この項目は参考のために使用し、選定・評価に影響はない。

⑪ 添付資料一覧

添付する資料名を本様式に記入すること。なお、以下の添付資料-1,2は、「応募技術のパンフレットや施工要領等を作成している場合に添付すること。添付資料-3は、SDSがある場合、添付すること。添付資料-4~7は、該当する場合に必ず添付すること。添付できない場合は、その理由を添付資料名の欄に記入すること。

- ・ 添付資料-1: 応募技術のパンフレット(参考)
- ・ 添付資料-2: 応募技術の施工要領(参考)
- ・ 添付資料-3: 応募技術のSDA(参考)
- ・ 添付資料-4: 特許等の公開・公告された写し(特許等を取得している場合)
公開特許公報のフロントページ(特許番号、発明の名称が記載されているページ)のみコピーすること。(参考)
- ・ 添付資料-5: 公的機関の評価等の写し(技術審査証明・技術評価等を取得している場合)
(参考)
- ・ 添付資料-6: 表彰経歴(表彰経歴がある場合)(参考)
- ・ 添付資料-7: 応募要領9. (2) 既存資料の取り扱いに該当する試験値がある場合は、同項目に規定された資料を添付すること。なお、複数ある場合は枝番とし、7-1から付番する。

上記添付資料も含め、応募する際の各添付資料の枚数はA4版各10枚(パンフレット等で片面コピーでは機能が維持できない場合を除き片面コピーを原則とする)程度とする。

なお、各添付資料の先頭に表中の添付資料番号(例:添付資料-1)をつけること。
ただし、添付資料-1~7の中で該当する資料がない場合で、その他の資料を添付する場合は、添付資料-8から順に添付資料番号をつけるものとし、添付資料番号を繰り返さないこと。

(3) 施工実績内訳書 (様式-3)

応募技術のこれまでの施工実績について、発注機関毎に記入すること。

国土交通省の施工実績がある場合には、最新のものより10件までを記入すること。

国土交通省の施工実績がない場合でも、最新のものより10件まで記入してよい。

なお、工事での施工実績はなく、業務での施工実績がある場合は、工事を業務と読み替えて、記載すること。

(4) 添付資料(任意)

その他応募技術の説明に必要な資料があれば、添付すること。